

## 令和健康科学大学施設使用料金規程第3条の取扱いについて

1, 「大学が指定した法人の施設又はその法人に所属する者」における法人とは、以下のとおりとする。

- (1) 一般社団法人 巨樹の会
- (2) 医療法人社団 巨樹の会
- (3) 社会医療法人社団 埼玉巨樹の会
- (4) 社会医療法人社団 東京巨樹の会
- (5) 医療法人社団 銀緑会
- (6) 社会医療法人財団 池友会
- (7) 学校法人 巨樹の会

2, 別表1における「フットサルコート」、「テニスコート」及び「体育館」の使用料金については本規定で定める次のとおりとする。

1,000 円/1 時間

使用時間については「令和健康科学大学施設使用規程」第5条のとおりとする。

3, 本取扱いは、令和5年7月1日から適用する。

---

## 令和健康科学大学施設使用規程第8条3項4号の取扱いについて

1, 「その他本学がその貸出を不相当と認めたとき」とは、以下のとおりとする。

(1) 当面の期間、一斉休業日（年末年始休業、日祝祭日等）は、貸出さないこととする。

2, 本取り扱いは、令和5年7月1日から適用する。